

## 所定疾患施設療養費算定状況の公表について

介護老人保健施設において、入所されている利用者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合、施設内におけるこれらの対応について、以下のような算定要件を満たした場合に評価されることとなっております。当施設では、所定疾患療養費を適切に算定し、利用者様の健康及び安心安全な生活へと繋げていく所存です。つきましては、厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表いたします。

2025年度		2025年										2026年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
肺炎	人数	3	0	0	0	1	2	1	2	0	0	0	0	
	延日数	7	0	0	0	3	5	5	11	0	0	0	0	
尿路感染症	人数	8	9	7	10	11	9	8	8	6	7	7	3	
	延日数	35	55	49	68	76	58	52	53	30	43	44	15	
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
	延日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	1	1	2	1	1	0	0	0	
	0	0	0	0	0	7	7	8	7	4	0	0	0	

### 主な治療内容

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴) 喀痰吸引など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
带状疱疹	抗ウイルス剤の点滴注射、軟膏塗布など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
蜂窩織炎	抗菌薬の点滴注射、抗菌薬の内服療法など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。